

あさぎり町 第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画

【概要版】

～障がいのある人もない人も共に生きていく社会～



障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定しました

これまで、あさぎり町では、障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けることができ、障がいのある人もない人も共に生きていく社会を目指し、障がい者福祉施策の推進や障がい福祉サービスの提供などを行ってきました。

近年、障がいのある人の高齢化や重度化がみられ、障がい福祉サービスのニーズも多様化しています。

また、国は、市町村に対して、障がい者の社会参加を支える取組や障がい福祉人材の確保など新たな取組を求めています。

このような環境の変化を踏まえ、令和6年度からの指針となる「あさぎり町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

障がい福祉計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がい福祉計画とは	障がい児福祉計画とは
障がいのある方のための福祉サービス（障がい福祉サービス）の提供体制などについて定めるものです。	障がいや発達に遅れのある子どもに対するサービスの提供体制などについて定めるものです。

2 計画の期間

「あさぎり町第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

3 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、計画を地域の実情に即した内容とするために、町内の障がい者や人吉球磨圏域内の障がい福祉サービス事業所等にアンケート調査を実施しその意向を計画に反映すると共に、障がいのある当事者、家族、サービス事業者等からなる「あさぎり町保健福祉総合計画（障がい福祉計画）策定委員会」を実施し、計画の検討・審議を行いました。

あさぎり町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

～障がいのある人もない人も共に生きていく社会～

本計画は、『障がいのある人もない人も共に生きていく社会』を基本理念として、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続しながら、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する町の実現を目指します。そのために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、そのためのサービスの充実に努めます。

障がい福祉計画の成果目標

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和８年度の町の成果目標等を設定しました。 ※抜粋になります。

項目	成果目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和８年度末時点で施設入所者の２人以上が地域生活へ移行することを目標とします。令和８年度末時点の施設入所者数を２３人とすることを目標とします。
地域生活支援の充実	人吉球磨圏域共同で設置する地域生活支援拠点について、機能の充実のため、人吉球磨圏域共同で運用状況の検証・検討を行います。あわせて、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進めます。
福祉施設から一般就労への移行等	令和８年度に４人が一般就労に移行することを目標とします。 また、令和８年度の一般就労移行者のうち２名以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。 現在、就労移行支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、就労定着支援事業を実施する事業所の確保に努めます。 また、就労定着支援事業所ができるまでは、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチと連携し支援を行います。
障がい児支援の提供体制の整備等	人吉球磨圏域共同で設置している児童発達支援センターについて、その提供体制の維持と機能強化を図ります。 令和８年度末までに、人吉球磨圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。 保育所等訪問支援の事業実施体制の維持に努めます。 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、利用ニーズにそった提供体制の維持と機能強化を図ります。医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について、人吉球磨圏域で検討を行います。
相談支援体制の充実・強化等	令和８年度までに人吉球磨圏域共同で設置する予定の『基幹相談支援センター』を、総合的・専門的な相談支援を行う機関として位置付け、その機能を持たせるよう人吉球磨圏域で協議を行います。
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和８年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障がい福祉サービス等について

障がい福祉サービス等の種類は以下のとおりです。あさぎり町は人吉球磨圏域の近隣自治体と連携し、これらのサービスを必要とする方に対して、サービスの提供を行っています。

サービスの詳しい内容や利用については役場にお問い合わせください。

訪問系サービス	ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、食事や入浴といった在宅生活や外出時の行動などの支援を行うサービスです。 【例】 居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護
日中活動系サービス	昼間の活動や就労の支援、居宅での生活を送るための訓練など、日中の活動の支援を行うサービスです。 【例】 生活介護、就労継続支援（A型）・（B型）、自立訓練
居住系サービス	施設やグループホームで生活する障がいのある方に対する日常生活上の支援などや、居宅で単身生活をする方に対する支援を行うサービスです。 【例】 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助
相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する方に対し適切なサービスが利用できるようなサービス等利用計画を作成したり、病院や施設から地域生活に移行する方が円滑に生活を送れるよう支援を行うサービスです。 【例】 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
障がい児福祉サービス	障がいのある18歳未満の方に対する集団生活への適応や生活能力向上のための訓練や、保育所等を訪問しての支援などを行います。 【例】 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
地域生活支援事業	障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて実施する事業です。 【例】 相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業

障がいに関する相談窓口

あさぎり町役場 生活福祉課

0966-45-7214

からだや心に関する悩み、障がいやサービスの利用についての相談、就労やお子さんの発達に関する相談など、お気軽にご相談ください。

■発行年月日 令和6年3月

■発行 熊本県 あさぎり町

■編集 あさぎり町 生活福祉課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地

TEL : 0966-45-7214 FAX : 0966-49-9535

あさぎり町内の障害者支援施設等
についてはこちらから



※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。